

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出及び添付書類は平成23年8月15日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成23年8月15日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

平成23年4月15日

相模原市長 加山 俊夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドイツ相模原本店

南区上鶴間本町九丁目984-1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

有限会社鶴舞商事

南区上鶴間二丁目5番29号

代表取締役 市川 薫江 ほか2者

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) ドイツ相模原本店	ドイツ相模原本店

4 変更の年月日

平成22年12月15日

5 届出年月日

平成23年4月1日

6 縦覧場所

中央区中央二丁目11番15号

相模原市役所環境経済局経済部商業観光課